

# 役に立つ消費税実務問答集

消費税は平成元年4月の導入以来税率の改正、軽減税率制度の導入に加え各種の制度改正が行われてきましたが、今では、国民の生活にすっかり溶け込み、我が国の基幹税として定着しています。

しかしながら、消費税は所得税や法人税

等とは課税の対象及び税額計算の方法等が異なることもあります。未だに制度の内容等に係るものを始めとして多くの質問が寄せられています。

そこで、本稿においては消費税に係る課税関係に関する疑問点を中心に解説し、併

せて新型コロナウイルス感染症に係るQ&A、令和2年度の主な消費税の改正事項等について解説することとします。

**税理士 和氣 光**

## 課税関係に関するQ&A

### 【課税の対象】

#### レジ袋の有料化に伴い収受する レジ袋代金の課税関係

**Q1** 当社は食料品小売業を営んでいます。

当社では地球温暖化防止の観点から政府が推進するレジ袋の有料化政策を踏まえて、2020年7月1日から、レジ袋を提供する場合には1枚当たり大5円、小2円の価格設定をしてお客様からその金額を頂くこととしています。

この場合においてお客様から頂くレジ袋代金相当額は消費税の課税対象になるでしょうか。

また、当社の販売する商品は原則として食料品となります。レジ袋に入れる商品の全てが飲食料品の場合には、レジ袋も含めて飲食料品の譲渡として軽減税率の対象になるでしょうか。

**A1** レジ袋の有料化に伴い販売店等がレジ袋の代金相当額を受領する場合のレジ袋代金相当額は資産の譲渡の対価として消費税の課税対象になるものと考えます。

なお、レジ袋に入れる商品の全てが飲食料品であったとしても、レジ袋代金はそれを譲渡目的の資産として金銭を受領しているものですから、販売商品について軽減税率が適用される場合においてもレジ袋代金相当額は標準税率の適用対象になるものと考えます。

#### パッケージソフトの売買が電気通信利用役務の提供に該当するか

**Q2** 当社はソフトウェアの販売等を行っています。

当社ではソフトウェアを購入し、併せてソフトウェアの一定数量の複製権及び複製した商品の販売の許諾を受けています。

この場合の複製した商品の販売は、インターネット配信により購入したソフトウェアをパッケージソフトとして販売することとなり、この場合にインターネットを介して他の事業者から受けたソフトウェアについては、通信回線を介して行う著作物の提供として電気通信利用役務の提供に該当すると理解しておりますが、電気通信利用役務の提供として取得したソフトウェアを収納したパッケージソフトの販売も電気通信利用役務の提供に該当するでしょうか。

**A2** 消費税は、電気通信利用役務の提供に関する課税関係において、通常の資産の譲渡等とは異なった課税関係になることとされています(消法2①八の三、4①、5①等)。

この場合の電気通信利用役務の提供とは、資産の譲渡等のうち、電気通信回線を介して行われる著作物の提供その他の電気通信回線を介して行われる役務の提供をいうこととされています(消法2①八の三)。

事例の取引についてこの規定を当てはめれば、インターネットによりソフトウェアの提供を受け、提供を受けた著作権をパッケージソフト等として他の者に譲渡することができることとされている場合のソフトウェアの提供は電気通信利用役務の提供に該当するものと考えます。

次に、当社が取引先からの許諾に基づきソフトウェアを複製してパッケージソフトとして販売する場合の販売は、(その中身が電気通信利用役務の提供として提供された著作物であったとしても)役務の提

供ではなく資産(パッケージソフトとしての商品)の譲渡であることから、電気通信利用役務の提供には該当しないものと考えます。

#### 普通法人が補助金を受けて課税仕入れを行った場合の課税関係

**Q3** 当社は地元特産品の製造販売をする株式会社です。この度地元特産品の製造販売について一定の要件を満たすものについて県からの補助金が出るとことで応募したところ補助対象に選ばれ、その補助金を原資として設備投資を行い、設備投資に係る消費税について個別対応方式の課税売上げにのみ要する課税仕入れとして仕入税額控除を行いました。

この場合において、当社が補助金により行った課税仕入れについては何らかの制限規定等はあるのでしょうか。

また、当社が仕入税額控除の対象とした消費税等の額のうち補助金の交付に係る一定部分について返還することとなりましたが、このことにより消費税の何らかの手続が必要となるでしょうか。

次のとおりとなります。

**A3**

##### 1・補助金に係る消費税の課税関係等

消費税は、公共・公益法人等が補助金等を受けた場合には仕入税額の調整が必要となります(消法60④、消令75)、それ以外の普通法人等が補助金等の支給を受けた場合には、補助金収入は課税対象とならず(消基通5-2-15)、また、補助金による課税仕入れ等についても仕入税額控除の対象となり、公共・公益法人等が補助金の交付を受ける場合のような消費税の税額計算に係る制限規定等は置かれていません。

##### 2・補助金の返還をした場合の消費税の処理等

また、補助金の適正化に関する取扱い等により、補助金により行った課税仕入れに係る消費税相当額の返還をした場合においても、そのことによって消費税の課税関係に影響を与えるものではなく、申告手続等には影響ないこととなります。

#### 【非課税】

#### 事業所内保育所に係る非課税範囲

**Q4** 病院や事業所内に保育所を設置し、看護師や従業員の子供を預かる場合の施設設置者が収受する保育料は非課税対象になるでしょうか。

次のとおりとなります。

**A4**

##### 1・保育所に係る課税関係

消費税法等の規定上、保育所についてすべて非課税とされているものではなく、一定の要件を満たす保育所について非課税になります。

##### 2・事業所内保育所に係る課税関係

保育所に係る非課税対象としては、①第二種社会福祉事業に該当する保育所を経営する事業としての非課税(消法別表第一第7号に規定するいわゆる認可保育所に該当するもの)、②消費税法施行令第14条の3「社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲」第1号に規定する保育所を経営する事業に類する事業として行われるもの(いわゆる認可外保育所で一定の要件を満たすもの)及び③同条第6号に規定する子ども・子育て支援法の規定に基づく一定の

(2面に続く)

要件を満たす保育所に係るものが規定されており、これらの保育所以外の保育所における保育料等は非課税対象とはならず課税対象になることになるものと考えます。

### 3 事業所内保育所に係る課税関係

事業所内保育所の事業形態はいわゆる認可外保育所に該当するものが一般的と認められ、いわゆる認可外保育所に係る消費税の非課税対象としては上記2の②の要件を満たすものとなり、具体的には、平成17年3月31日付厚生労働省告示第128号「消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等」(令和2年3月31日厚生労働省告示第150号において一部改正)の要件を満たすものとなります。

したがって、事例の保育所が非課税対象になるか否かは、保育所の設置に係る届出書及び許可書等の内容を確認した上で、これらの規定の要件に該当するものについては非課税対象になり、それ以外のものについては課税対象になるものとして判定する必要があるものと考えます。

## 道路占用料に係る課税関係

### Q5 当社はビルメンテナンス業を営んでいます。

当社が行う業務のうち、ビルの外壁工事等を行う場合にはビルの周囲に足場を組む必要が生じ、その場合には道路にはみ出して足場を組むことがあります。

このように道路の一部を使用して工事等を進める場合には道路占用料の支払いが必要となります。道路占用料に係る消費税の課税関係はどうなるでしょうか。

### A5 事例の足場を組むときのように、道路を占用して使用する場合には、次の道路占用料等が徴されます。これらの占用料等に係る消費税の課税関係は、次のとおりとなります。

(1) 道路区域内の地中に構築物を埋設する場合、道路区域内の上空に看板等の工作物が突出する場合及び祭礼等に当たり道路を店舗用として使用する場合に徴される道路占用料…土地の貸付けの対価として非課税対象となります。ただし、貸付けの期間が1ヶ月未満である場合には課税対象となります。

(2) 道路区域内の路上又は地中に連続した構築物(電気、通信用の配線、ガス等の導管など)を敷設する場合に、その構築物が橋梁上又はトンネル内に及ぶことがあります。これについて徴される道路占用料…(1)と同じ取扱いとなります。

(3) 橋梁上又はトンネル内に構築物を敷設する場合に徴される橋梁等の建設負担金…施設を使用することができる権利の設定の対価として消費税の課税対象となります。

したがって、事例の足場を組むために道路の一部を使用する際に支払う道路占用料は(1)により土地の貸付けとして取り扱われることになります。

## 【納税義務者】

### 被相続人が相続があった年の2年前に事業用建物を譲渡した場合の相続人の納税義務の判定

### Q6 事業内容が非課税対象の住宅の貸付けに該当する賃貸アパートの貸付けが100%である被相続人がX3年1月に亡くなりました。

被相続人はX1年12月に賃貸アパート用の建物を譲渡し、その譲渡対価の額は1,000万円超となりX3年は課税事業者に該当することになります。

被相続人は譲渡した建物以外にも賃貸アパート用の建物を複数所有しており、これらの建物の貸付けに係る事業は相続人が承継しています。

この事案の相続人は3名でありいずれも免税事業者に該当しますが、この場合において相続人の納税義務の判定においては、課税事業者である被相続人の事業を承継したものとして判定する必要があるのでしょうか。

### A6 消費税法においては、課税事業者である被相続人の事業を相続により承継した相続人の納税義務の規定を置いています(消法10等)。

この場合に相続により課税事業者となるのは、「相続により課税売上高が1,000万円を超える被相続人の事業を承継したとき」とされており、事例においては相続があった年の2年前に賃貸用不動産の譲渡を行ったことにより基準期間における課税売上高が1,000万円超となります。相続人は譲渡対価(残余財産)の相続はするとしても、相

続によりその事業を承継することにはならないものと認められます。

したがって、事例において2年前の建物の譲渡対価が1,000万円超になるとしても、相続により承継した事業に係る課税売上高が1,000万円超にはならないことから、相続人が課税事業者になることはないものと考えます。

## 【仕入税額控除】

### 一人親方に支払う外注費の仕入税額控除の可否

#### Q7 私は個人で建設業を営んでおり、消費税の課税事業者であり簡易課税制度の適用はありません。

私の工事の外注先の中にはいわゆる一人親方に該当する事業者があり、外注先である一人親方は免税事業者に該当することになります。

このような場合において、私が免税事業者の一人親方に支払う外注費は仕入税額控除の対象になるのでしょうか。

#### A7 消費税は、課税事業者が国内において課税仕入れを行った場合には課税仕入れに係る消費税額を控除することとしています(消法30①)。

この場合の課税仕入れとは、事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けること(当該他の者が事業として当該資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該役務の提供をしたとした場合に課税資産の譲渡等に該当することとなるもので、第7条第1項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの及び第8条第1項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるもの以外のものに限る。)をいうこととされています(消法2①十二)。

この規定からすれば、事例の免税事業者に該当する一人親方から受ける役務の提供であっても、それが課税対象のものであれば課税仕入れに該当することから、質問にある免税事業者である一人親方に支払う外注費についても仕入税額控除の対象になるものと考えます(消法2①十二、30①)。

## 損害賠償金に消費税額が含まれている場合の仕入税額控除の可否

#### Q8 当社は運送業を営んでいますが、当社の運転手の不注意により他の事業者の車両に重大な破損を負わせてしまい、当社が修理費相当額及び休業補償相当額を損害賠償金として先方に支払うことで示談が成立しました。

この場合において、相手方から交付された損害賠償金の明細には修理代に課される消費税額等が記載されており、当社は契約に従い消費税相当額も含めて支払いました。

損害賠償金は消費税の課税対象にならないものと承知しておりますが、相手方の請求書に消費税相当額が記載されている場合には、当社において仕入税額控除の対象としてよいのでしょうか。

なお、修理業者の請求書の宛先は事故の被害者(損害賠償金の請求者)宛になっています。

#### A8 消費税は、国内において事業者が行った資産の譲渡等を課税対象としており(消法4①)、損害賠償金は資産の譲渡等の対価に該当しないものとして、原則として不課税対象とされています(消基通5-2-5)。

これらのことを前提として事例について検討すれば、次のとおりとなります。

### 1 資産に対する損害の意義

損害賠償金について、基本通達においては「資産につき加えられた損害」と規定していますが、事例の自動車の破損はこの内容に当てはまるものと考えます。

### 2 損害賠償金の課税関係

損害賠償金について消費税額を含めるか含めないかは当事者間の合意内容によるべきものであり、相手方が課税事業者であり仕入税額控除ができるることをもって消費税抜きの金額にすることも可能とは考えられますが、いずれにしても損害額の計算は当事者間において損害額の算定をどうするかの合意内容によるものと考えます。

次に、損害賠償金については損害の発生を起因としてその損害額の補填をする性格のものですから、資産の譲渡等の対価にはならないものとして不課税対象にすべきものであり、損害賠償金の額に消費税額が含まれている場合においても、消費税額を含んだ金額が損害賠償金になるものであり、損害賠償金に含まれる消費税額についても仕入税額控除の対象にはならないものと考えます。

## 不動産会社の営業マンが歩合給を受ける事業に係る簡易課税制度の事業区分

**Q9** 不動産会社の営業マンが会社から受ける歩合給は、簡易課税制度の事業区分の第何種事業に該当するでしょうか。

**A9** 消費税の簡易課税制度は、事業者が営む事業について第1種事業から第6種事業に区分し、それぞれのみなし仕入率を適用して控除税額を計算する仕組みになっています（消法37①、消令57①）。

事例の不動産会社の営業マンに関連する事業としては不動産業（第6種事業）、サービス業（第5種事業）がありますが、事例の営業マンが自己の責任において不動産業に係る業務を行っている場合には第6種事業に該当する余地もあると考えられます。事例においては「歩合給」とされていることから、不動産業者に従属するなどして不動産売買等に係る役務の提供の対価として歩合給を得ているものと認められ、他の外交員等と同様に第5種事業に該当するものとして控除税額の計算を行うことで問題ないと考えます。

## 簡易課税制度の適用事業者が基準期間における課税売上高が5,000万円を超える課税期間において高額特定資産の課税仕入れを行った場合の翌期以後の課税関係

**Q10** P社は2019年9月決算法人であり、10年以上前から簡易課税制度を選択しています。

2019年9月期の基準期間における課税売上高が5,000万円を超えていたため、その課税期間においては簡易課税制度の適用はできず、本則課税により申告をし、その課税期間において高額特定資産の課税仕入れを行ったことから還付申告となりました。

2020年9月期以後のP社の基準期間における課税売上高を見れば、5,000万円以下になるものと認められます。

このような場合において、P社は2020年9月期以降の基準期間における課税売上高が5,000万円以下の課税期間においては、簡易課税制度による申告ができると考えてよいでしょうか。

**A10** 簡易課税制度の適用がない課税事業者が高額特定資産の課税仕入れを行った場合には簡易課税制度に係る制限規定が置かれています（消法12の4①、37③三）。

この場合の制限規定は、高額特定資産の課税仕入れの課税期間以後3年間は簡易課税制度選択届出書の提出をすることはできないとするものであり、過去に簡易課税制度の適用対象の事業者について簡易課税制度の適用対象としないとするものではないと考えます（消法37③本書）。

したがって、事例の事業者は従来から簡易課税制度の適用がある事業者であることから、簡易課税制度の制限規定の適用対象とはならず、基準期間における課税売上高が5,000万円以下の課税期間については簡易課税制度の適用対象になるものと考えます。

## 【適用税率】

### 飲食料品の譲渡として軽減税率の適用対象となる食品添加物の範囲

**Q11** 当社は「イオン交換樹脂」の取引をしていますが、イオン交換樹脂は食品表示法上の食品添加物に該当するものです。

しかしながら、添加物の使用基準においては「製造用剤」であり「最終食品の完成前に除去すること」とされていますが、このような使用基準があるとしてもイオン交換樹脂の販売は軽減税率の適用対象としてよいのでしょうか。

**A11** 令和元年10月1日以後においては飲食料品の譲渡は軽減税率の適用対象となり、この場合の飲食料品とは食品表示法上の食品が該当することになります（平28改正法附則34①）、食品表示法上の食品とは「人の飲用又は食用に供されるもの」をいうこととされています（軽減税率通達2）。

また、食品表示法における「食品」とはすべての飲食物（人の飲用又は食用に供されるもの）をいい、食品衛生法第4条第2項に規定する「添加物」を含むこととされています（食品表示法2①）。

これらの規定からすれば、食品添加物はそもそも飲食物に該当するものであり、仮に、製造する食品の完成前にそれが除却されるものであっても、「食品添加物」である以上は飲食物に該当するものであることから、その譲渡は飲食物、つまり、飲食料品の譲渡として軽減税率の適用対象になるものと考えます。

## トウモロコシの輸入に係る税率の適用

**Q12** 当社は国外からトウモロコシの輸入をしています。保税地域からの引取りの際、輸入申告書等の書類には食品と記載しますが、このトウモロコシを原料として国内で製造される製品（コーンスター、果糖等）は食品だけでなく工業用等として販売しており、輸入の段階では食料用とそれ以外用が混在している状況です。

そこで、次の取引の内容に基づき適用税率はどうなるでしょうか。（1）【仕入】・輸入の段階で輸入トウモロコシの用途が食品製造用と工業用のものが混在しており明確に区分できない場合、軽減税率の適用対象外として標準税率（10%）が適用されるのでしょうか。

（2）【売上】・当社が輸入トウモロコシを原料として製造した飲食料品に該当するコーンスター、果糖について、販売先が次の用途に供したとしても、当社の販売には軽減税率を適用することで良いでしょうか。  
①工業用、②医薬品製造用、③酒類製造用

**A12** 令和元年10月1日以後は、飲食料品の譲渡及び保税地域からの引取り等について軽減税率の8%が適用されています（平28改正法附則34①）。

輸入品に係る税率の適用は、輸入申告書に記載すべき関税法上の品目分類に従って判定することになるとを考えます。

これらのことを前提として事例について検討すれば、次のとおりとなります。

（1）について

輸入申告時の品目分類が食品に該当する以上、それが輸入した後に工業用に使用されることがあるとしても軽減税率の適用対象になるものと考えます（軽減税率通達2の（注）と同旨）。

（2）について

譲渡の時において食品であるコーンスター、果糖の譲渡している限りにおいては軽減税率の適用対象になるものと考えます（軽減税率通達2の（注））。

## 新型コロナウイルス感染症に関する消費税Q&A

### 消費税の課税選択の変更に係る特例

**Q13** 新型コロナ感染症対策として新たに措置された「消費税の課税選択の変更に係る特例」はどのような内容ですか。

**A13** 新型コロナ感染症等の影響を受けている事業者で一定の条件を満たす事業者は、納税地の所轄税務署長の承認を受けることにより、特定課税期間（新型コロナウイルス感染症等の影響により事業としての収入の著しい減少があった期間内の日を含む課税期間）以後の課税期間について、課税期間の開始後であっても、課税事業者を選択する（又はやめる）ことができることとされました（新型コロナ税特法10条）。

特例の対象となる事業者は、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間のうち、任意の1か月以上の期間の事業としての収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上）している事業者です。

また、本特例により課税事業者を選択する（又はやめる）場合、2年間の継続適用要件等は適用されません（本特例により課税事業者を選択した課税期間の翌課税期間において、課税事業者の選択をやめることも可能です。）。

消費税の簡易課税制度の適用に関しては、現行消費法において「災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた場合」の特例が設けられています（消費税法37条の2）。

新型コロナウイルス感染症等の影響による被害を受けたことにより、簡易課税制度の適用を受ける（又はやめる）必要が生じた場合、税務署長の承認により、その被害を受けた課税期間から、その適用を受ける（又はやめる）ことができます。

（4面に続く）

## 新型コロナウイルスの影響を踏まえて賃貸物件のオーナーが賃料の減額をした場合の消費税の課税関係

**Q14** 当社は、店舗用物件やテナント等を賃貸する不動産貸付業を行っています。

今般、新型コロナウイルス感染症の影響で、当社の物件を賃借している事業者から、「売上が急減している中、固定的に支払いが発生する賃料の負担が大変である。」といった切実な声が寄せられています。そこで、当社としては、賃料の減額を求められた場合、契約内容の見直しを行い、今般の感染症の流行が終息するまでの期間に限って、賃料の減額に応じることとしました。

このように、当社が取引先等に対して復旧支援のため、賃料の減額に応じた場合における減額後の賃料に係る消費税の課税関係はどうなるでしょうか。

なお、賃料の減額に際しては賃料を減額する旨の覚書を交わして事後的にも明らかにできるようにしています。

**A14** 賃料を減額する旨の契約(覚書)の内容に基づく賃料が、課税資産の譲渡等の対価に該当することになりますから、この金額に基づき課税標準及び税額の計算を行うことになるものと考えます。

## 企業が復旧支援のためチケットの払い戻しを辞退した場合の消費税の課税関係

**Q15** 当社は、販売促進目的で一般消費者の方々を抽選で観劇等(芝居、演劇、コンサート)に招待しているほか、福利厚生目的で観劇等のチケットを社員へ配付しています。

これらの目的で当社がチケットを購入していた観劇等について、今般の新型コロナウイルス感染症の影響で、すべての観劇等が公演中止となりました。

これらのチケットは、契約上、払い戻しを受けることが可能ですが、この観劇等の興行主や劇団などは、当面の公演中止により収入の見通しが立たず、事業継続が困難となり、劇団関係者への給料等も支払えない状況にあると知ったことから、当社としては、その復旧支援のためにチケットの払い戻しを辞退することにしました。

このような取引先の復旧支援のためにチケット払戻請求権の放棄(債権の免除等)をした場合における消費税の課税関係はどうなるでしょうか。

次のとおりになるものと考えます。

**A15** 1 得意先等を観劇等に招待する場合の入場料金等の課税関係  
得意先等を観劇等に招待する場合に招待事業者が負担する入場料金等は、課税仕入れに係る支払対価に該当し消費税の仕入税額控除の対象となります。そのため、その対象公演が新型コロナウイルス感染症の影響で中止になったということは、役務の提供を受けないことになりますから、チケットの前売購入代金を当社が負担していたとしても消費税の仕入税額控除はできないことになります。

### 2 チケットの払い戻しを辞退した場合の課税関係

チケットの前売料金は消費税の課税対象にならないこととなりますから、仮にその払い戻しを受けたとしても消費税の課税関係には影響せず、また、その払い戻しの権利を放棄して払い戻しを受けない場合であっても、消費税の課税関係には影響しないものと考えます。

## 賃料の減額を行った場合の消費税率等の経過措置について

**Q16** 不動産賃貸業を営む当社は、テナント賃料の支払の猶予に応じるなど柔軟な措置の実施を検討いただきたいとの政府の要請もあり、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けているテナント(賃借人)の支援のために、賃料を一定の期間減額することにしました。

このテナントへの賃貸(資産の貸付け)については、消費税率等の経過措置(旧税率8%)の適用を受けていますが、上記の理由により賃料を減額した場合、引き続き、税率に関する経過措置が適用されるのでしょうか。

次のとおりとなります。

1 資産の貸付けに係る消費税率等の経過措置(旧税率8%

%)の適用を受けている賃料を、31年指定日(平成31年4月1日)以後に変更した場合は、変更後に行われる資産の貸付けには当該経過措置は適用されませんが、当該賃料の変更が「正当な理由に基づくもの」である場合には経過措置が適用されます。

2 事例のように、政府の要請を踏まえて新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた賃借人の支援のために当該賃料を減額することが明らかな場合は、「正当な理由に基づくもの」として取り扱って差し支えないこととされていますので、引き続き、資産の貸付けに係る消費税率等の経過措置が適用されることになります。

## 令和2年度の消費税の主な改正事項

**Q17** 令和2年度の消費税の主な改正事項を教えてください。

令和2年度の消費税の主な改正事項は次のとおりです。

**A17** 1 法人に係る消費税の申告期限の特例(改正後の消法45の2)

法人税法第75条の2第1項<確定申告書の提出期限の延長の特例>の規定による法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受ける法人が、消費税申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出した場合には、消費税の申告書の提出期限を1月延長して課税期間の終了の日から3月以内とすることとされました。

この改正は、令和3年3月31日以後に終了する事業年度等の終了の日が含まれる課税期間について適用されます(改正法附則1、45)。

2 居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除制度の適正化(改正後の消法30⑩)

居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等については、仕入税額控除の対象としないこととされました(消法30⑩)。

この場合の「居住用賃貸建物」とは、住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物(その付属設備を含みます)以外の建物であって、高額特定資産又は調整対象自己建設高額特定資産に該当するものをいいます(消法12の4①、②、30⑩)。

この改正は、令和2年10月1日以後に行う居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等について適用されます(改正法附則1ーイ、44①)。

3 住宅の貸付けに係る非課税範囲の見直し(改正後の消法別表第一第13号)

住宅の貸付けは非課税とされており、改正前の非課税対象となる住宅の貸付けは、「貸付けに係る契約において人の居住の用に供する」とが明らかにされているものに限る。こととされていましたが、改正後は「貸付けに係る契約において人の居住の用に供することが明らかにされている場合」とし、「貸付けに係る契約において貸付けに係る用途が明らかにされていない場合にその貸付け等の状況からみて人の居住の用に供されていることが明らかな場合」も非課税対象の住宅の貸付けに含むこととされました(改正後の消法別表第一第13号)。

この改正は、令和2年4月1日以後に行う資産の譲渡等及び課税仕入れ等について適用されます(改正法附則1、46①)。

4 高額特定資産である棚卸資産等について消費税額の調整を受けた場合の納税義務の免除の特例の制限(改正後の消法12の4②)

高額特定資産である棚卸資産等について納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整措置(消法36①、③)の適用を受けた場合には、その後3年間について事業者免税点の適用対象とならず、また、簡易課税制度選択届出書の提出制限の対象とすることされました(消法12の4②、37③四)。

この改正は、令和2年4月1日以後に棚卸資産の調整措置の適用を受けることとなった場合について適用されます(改正法附則1、42)。

5 輸出品販売場制度の見直し(改正後の消法8)

一定の機能を有する自動販売機による非居住者への免税対象物品の販売について、自動販売機型輸出品販売場を輸出品販売場に加え、その販売について免税対象とすることとされました(消令18の2②三)。

この改正は、令和3年10月1日以後に行われる輸出品販売場の許可等について適用されます(改正令附則1三)。

6 一定の認可外保育施設の利用料に係る非課税範囲の見直し(消法別表第一第7号口、消令14の3①ー、平成17年厚生労働省告示第128号)

いわゆる認可外保育所について、従来の非課税対象を見直し、保育する乳幼児の数が6人以上の施設と5人以下の施設に区分し、それらが非課税となる一定の基準を示し、その基準の要件を満たすものについて非課税とすることとなりました(消法別表第一第7号口、消令14の3①ー、平成17年厚生労働省告示第128号)。

この改正は、令和2年10月1日から施行されます(令和2年厚生労働省告示第150号)。